平成２１年（フ）第２８５号
静岡県静岡市駿河区敷地１丁目５番35号
債務者　櫻井直次郎
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８１号
静岡県藤枝市仮宿1603番地の25
債務者　江口　　厚
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２２号
静岡県島田市伊太2331番地の３　伊太第四住宅７号、前住所静岡県島田市東町2646番地の１
債務者　甲賀　　修
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２８号
静岡市清水区木の下町298番地　市営住宅214
債務者　花田　正鼓
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６３号
島根県浜田市相生町2042番地８
債務者　長田　　忍（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４７１号
青森市大字三内字沢部369番地16
債務者　松浦　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
青森県つがる市柏広須藤枝74番地１
債務者　齋藤　鐵雄
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
青森県つがる市柏広須藤枝74番地１
債務者　齋藤むつ子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
青森県つがる市木造豊田富久地番外地
債務者　高屋　　透
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後３時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４号
岡山県新見市哲多町成松1772番地１
債務者　安藤　正博
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午前11時
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第９７６号
東京都立川市羽衣町２丁目36番10号パールハイツ203号
債務者　髙椋　里美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９９１号
東京都八王子市八幡町11番４号ヴィラージュ八王子806号
債務者　木下　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２５７９号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21―22―2013、開始決定時の住所千葉県船橋市前原東２丁目14―３
破産者　岩淵百合子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５０２号
東京都世田谷区南烏山４丁目28番23号
破産者　株式会社ゲスコンビナート
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２０６７号
東京都豊島区池袋２丁目67番１号、商業登記簿上の本店所在地青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石863番地
破産者　株式会社スポット
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３７１５号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石863
破産者　野上　信也
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３９６２号
東京都台東区寿１丁目５番10号
破産者　喜楽釣具株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部